

世帯の状況や就労条件など保育の要件に変更があった場合は、速やかに該当する書類を提出してください。在籍中に「保育を必要とする事由」がなくなった場合は、原則退所になります。また、書類の提出がなく、あとから「保育を必要とする事由」がない期間があったことがわかった場合も原則退所となります。

【提出書類一覧】

変更内容	提出書類	注意点
同じ職場で勤務条件が変わる場合（外勤・自営業）	①家庭状況変更確認書（所定様式P49） ②就労証明書（国）（所定様式P50） ③【外勤】就労後3か月分の給与明細書の写し（就労先より発行後提出） 【自営業】就労後3か月分の実績を就労証明書に記載して後日提出	
同じ職場で支店の変更などで勤務地が変わった場合（勤務日数や時間に変更がない場合）	家庭状況変更確認書（所定様式P49）	
転職した場合（変更後が外勤・自営業）	①家庭状況変更確認書（所定様式P49） ②就労証明書（国）（所定様式P50） ③【外勤】就労後3か月分の給与明細書の写し（就労先より発行後提出） 【自営業】就労後3か月分の実績を就労証明書に記載して後日提出	採用予定で就労証明書を提出した場合は、就労開始証明書を後日提出
求職になった場合 （求職を理由とした保育の期間は 最大3か月間 ）	①家庭状況変更確認書（所定様式P49） ②ハローワーク受付票の写し（次の仕事が決まっている場合は、ハローワーク受付票ではなく、就労証明書（国）を提出）	ハローワーク受付票はハローワークで発行 ※ 保育の必要量は原則「短時間」になります。
（求職の方などが）就職内定した場合	①家庭状況変更確認書（所定様式P49） ②就労証明書（国）（所定様式P50）	採用予定で就労証明書を提出した場合は、就労開始証明書を後日提出
採用予定で就労証明書を提出していた方が就労を開始した場合	①就労開始証明書（所定様式P53） ②就労後3か月分の給与明細書の写し（就労先より発行後提出）	
疾病・傷病になった場合	①家庭状況変更確認書（所定様式P49） ②発行日から3か月以内の診断書、または特定医療費（指定難病）受給者証、マル都医療券の写しと通院頻度がわかるスケジュール表（所定様式P57）	
就学になった場合	①家庭状況変更確認書（所定様式P49） ②在学証明書 ③スケジュール表（所定様式P57） ④カリキュラム表（就学先が発行する時間割など）	
介護・看護になった場合	①家庭状況変更確認書（所定様式P49） ②介護・看護状況申告書（所定様式P59） ③スケジュール表（所定様式P57） ④被介護者・被看護者の発行日から3か月以内の診断書または身体障害者手帳または愛の手帳（療育手帳）または精神障害者保健福祉手帳等の写しのいずれか	
出産により世帯員が増加した場合	①家庭状況変更確認書（所定様式P49） ②母子手帳の写し（出生証明のページ）	
育児休業を取得する場合	①家庭状況変更確認書（所定様式P49） ②就労証明書（国）（所定様式P50） ③育児休業（予定）届（所定様式P55）	②は育児休業の期間が記載されているもの ※ 保育の必要量は原則「短時間」になります。
産前産後休業・育児休業から復職する場合	復職証明書（所定様式P54）	復職日から10日以内に提出
離婚・死別・結婚・特別養子縁組をした場合	①家庭状況変更確認書（所定様式P49） ②（離婚）戸籍の全部事項証明書、または離婚の受理証明書など（結婚）相手の方の保育の必要性が確認できる書類など（子ども育成課へ要確認） （特別養子縁組）養子縁組を確認できる書類	死別の場合は、①のみ提出
同居人が増えた場合	家庭状況変更確認書（所定様式P49）	
住所の変更	家庭状況変更確認書（所定様式P49）	三鷹市外へ転出し、継続通所を希望される場合は別途手続きが必要です。詳細はP28を確認ください。
生活保護の受給の開始・廃止	家庭状況変更確認書（所定様式P49）	
同居（同一住所）の家族（児童本人）が障がい者手帳の取得をした場合	①家庭状況変更確認書（所定様式P49） ※ 愛の手帳（療育手帳）取得の場合は手帳のコピー	

※ 上記以外の変更がある方など提出書類が不明な場合は、子ども育成課へお問い合わせください。

※ 変更の内容によっては、追加書類の提出を依頼することがありますのでご了承ください。